

## 平成30年度宮城県高齢者権利擁護推進委員会会議録（要旨）

1. 日時：平成31年3月26日（火）午後1時30分から午後3時まで
2. 場所：県庁行政庁舎7階 保健福祉部会議室
3. 出席委員（敬称略）

稲見 美和子	公益社団法人宮城県看護協会
千葉 照寿	宮城県老人福祉施設協議会 理事
大泉 力也	特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネット「エール」理事
小湊 純一（副委員長）	一般社団法人宮城県社会福祉士会 副会長
土井 勝幸（委員長）	宮城県老人保健施設連絡協議会 理事
藤原 啓二	仙台法務局人権擁護部第二課 課長
4. 公開の可否 公開
5. 傍聴者 1名

## 1 開会

本日は当委員会の構成委員9名中6名に御出席をいただいている。高齢者権利擁護推進委員会条例第4条第2項に規定する定足数を満たしており、当委員会が成立していることを報告する。

また、この会議の議事内容は、情報公開条例に基づき、会議録が県庁地下1階の情報公開センターにおいて公表されることとなるので御了承願いたい。

## 2 あいさつ

## 3 委員の紹介

委員の改選後一回目の委員会である。

## 4 委員長及び副委員長選出

(司会)

高齢者権利擁護推進委員会条例第3条第1項の規定により、委員長及び副委員長は委員の互選により定めるとされている。

御意見のある方は挙手にて発言願いたい。

(意見無し)

(事務局)

事務局案としては、前回の委嘱期間中にも委員長を務めていただいた土井委員に委員長を、同じく副委員長を務めていただいた小湊委員に副委員長をお願いしたいと考えているがどうか。

(異議無しの声)

(司会)

それでは、土井委員に委員長を、小湊委員に副委員長をお願いする。

土井委員長に一言あいさつをお願いする。

(土井委員長)

本日は報告事項、議事とも内容が多いので、円滑な進行に努めてまいりたい。また、意見交換の時間を長く確保しているので、質疑応答の他に、各団体それぞれの権利擁護に向けた取組のご紹介、今後の計画などもご発言いただければと思う。

## 5 報告

(土井委員長)

では、事務局から「5報告」の(1)から(5)について事務局から一括して説明をお願いしたい。

(事務局)

(資料に基づき説明)

(土井委員長)

ただ今の説明に対し、質問等はあるか。

(藤原委員)

表1-3 養護者による高齢者虐待の詳細 について、心理的虐待の内容はどうなっているか。

(事務局)

脅しや侮辱、威圧的な態度や嫌がらせなど、心理的な苦痛を与える行為である。

(千葉委員)

同じく表1-3について、経済的虐待などは無いのか。

(事務局)

経済的虐待について、平成28年度分の調査では、養介護施設従事者による虐待は0件、養護者による虐待は76件であった。

平成29年分の調査では、養介護施設従事者による虐待は1件、養護者による虐待は91件であった。

養護者による虐待については、経済的虐待は身体的虐待、心理的虐待に次いで数が多いという状況になっている。

(小湊副委員長)

高齢者虐待防止法では、通報があった場合には市町村は速やかに事実の確認と本人の安全を確保するという事になっている。平成30年度に新しく示された国のマニュアルでは24時間以内となっているが、宮城県内の市町村でそれができているかどうか県として把握しているか。

(事務局)

高齢者虐待調査において、市町村が通報日と事実確認の日を記載する項目がある。県に報告してもらっているデータを抽出すれば把握は可能であると考ええる。

(小湊副委員長)

取り扱っている事案のなかで、土日だから行かないとか、業務時間外だから行かないということも散見される。仙台市などは、特に対応が遅いと伺っている。行政評価局にも意見を申し上げているが、どのようなところが市町村へ指導できるのか。

(事務局)

まずは研修等を通じて対応への理解を深めていくことが大切かと思う。児童虐待などの対応に比べて認識の違いがあるのかと考えられる。

虐待の対応窓口は市町村となっている。施設等の指導監督権限は県にもあるが、個人ということになるとやはり市町村になる。

(小湊副委員長)

市町村が行使すべき権限が行使されていないといった場合、どこに言えばいいのか、ということになる。県でも研修等を行っているということで、それはいいことだと思うが、権限はあくまで市町村にある。

(事務局)

県としては、市町村と協力してやっていきたい。

(土井委員長)

小湊委員の発言の趣旨は、市町村の行政としての役割が機能していないときに、どこに申し立てればいいのか、というものかと思う。各種機関の役割等を整理する機会を設けていただければと思う。

権利擁護関連の研修や相談はエールで受けているかと思うが、大泉委員から発言をいただきたい。

(大泉委員)

相談が寄せられるのは、市町村や地域包括支援センターなど行政関係が多くなっている。また、権利擁護関連の研修については、年度に3回行っており、初任者向け、管理者向け、看護職員向けの3つの研修を行っている。それでも、緊急やむを得ない場合以外の身体拘束が47件あったということで、こちらの力不足な部分もあると反省している。次年度以降よりよい研修を実施していければと思っている。

(土井委員長)

稲見委員は看護協会としての立場でご出席されているが、施設の現場にもいらっしゃるかと思う。この身体拘束のデータを見てどのような感想をお持ちか。

(稲見委員)

20年近く施設で勤務しているが、当方の施設も身体拘束はしていない。意識としては高まってきていると感じる。

(土井委員長)

次に、次第の6「議題」の「平成31年度事業計画(案)」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(資料2に基づき説明。)

(土井委員長)

ただいまの事務局の説明に関連して、御意見や御質問等があれば挙手の上で発言をお願いします。

(千葉委員)

地域ケア会議に専門職を派遣する事業を行っているところがあるが、どのような専門職を派遣しているのか。

(事務局)

県としては自立支援のための地域ケア会議を進めているところ。地域ケア会議は市町村が設置するが、市町村だとリハビリ専門職が確保しづらいということで、職能団体を通じてPT、OT、ST等を派遣している。必要に応じて、高齢者虐待や認知症の有識者の方、弁護士、医師等広く派遣をしているところ。平成29年度実績は74回で、延べ121名となっている。

(小湊副委員長)

弁護士が権利擁護関連の地域ケア会議に行っているケースはあまり聞いたことが無かった。自立支援型の地域ケア会議に特化してしまい、市町村でも頼みにくくなったのか、目的が限定されているのか。地域包括支援センターから利用しづらいとの声は聞いている。

(事務局)

この事業がそもそも地域包括支援センターの機能強化ということを目的に行っている。

(小湊副委員長)

地域包括支援センター自身が事業の内容をよく分からないままお願いしている、ということかもしれない。

もう1つ伺いたい。成年後見制度利用促進というものがあるが、社会福祉協議会などが法人後見を行う場合が散見される。このようなケースでは、資質を担保する研修等を受けていない場合があるので、質の確保という面で現在どのような状況にあるか。

(事務局)

県からオフィシャルに照会したというものではないが、一部の市町村社協が法人後見を受任しているということは耳にしている。また、市民後見人の養成は、現在仙台市のみが行っており、他の市町村から実施についての相談等はない。

しかしながら、成年後見制度利用促進法及び市町村の体制整備が進み、具体化していくなかで市民後見人の養成が必要という議論が進んでいくことは十分に考えられる。その際県として市町村を支援できるよう情報収集に努めたい。

(事務局)

圏域毎の意見交換等も行っているが、社会福祉士会や県社協も入った会議などもあるので、積極的に意見交換をしていきたい。

(土井委員長)

小湊副委員長から、弁護士が入った地域ケア会議が減っているという御意見があったが、それについて大泉委員から発言をお願いします。

(大泉委員)

弁護士会でも高齢者・障害者の権利擁護の会議があるが、弁護士に対してケア会議に出席を求められ

たというのはほぼ聞かない、というのが実感としてある。こちらとしては是非使っていただきたいので、県から市町村への周知をお願いしたい。

(藤原委員)

県の長寿社会政策課の立ち位置について。市町村を指導する、といった立場ではないのか。

(事務局)

法令等で定まっているものを除き、県の役割としては市町村を指導するというものではない。広域的な市町村の支援、というのが県の主な役割である。

(藤原委員)

県のもっている情報を市町村に適切に周知できれば、市町村が主体的に動けるようになるのではないかと思う。

(土井委員長)

看護協会の立場から稲見委員の御意見を伺いたい。

(稲見委員)

権利擁護の看護職員向けの研修があることを認識していなかったため、看護協会でも周知できればと思う。

(小湊副委員長)

高齢者虐待への認識について、生命と身体を守るというものがあるが、そのうち生命のほうが強調されて身体のほう置き去りにされている印象がある。虐待を受けていても、生活の面倒を見ているのだから仕方が無い、といったような現場の雰囲気・状況について、県としてはどう考えているか。

(事務局)

高齢者の権利擁護の一般市民への啓発は不足していると感じる。

介護サービス等を利用した場合、深刻化するのを防げるケースがあるので、そちらの方も周知をしていければと思う。

(小湊副委員長)

県内どこでも高齢者の権利が守られるようにするには、県の役割が必要になってくる。先ほど市町村を指導する立場にはないという話もあったが、先導する立場にはあると思うので、そこのところを是非お願いしたい。

(事務局)

市町村の立場に近い保健福祉事務所と連携しながら対応策を考えていきたい。

(小湊副委員長)

成年後見制度について、市町村毎に対応が異なっていて、生活保護を受けている人だけが恩恵を受けていて、低所得の人が制度を利用しづらくなっている。県内全域で統一できないものか。

(事務局)

市町村が主体になっている以上、県の立場から統一するよう強制するようというのは難しい。今回利用のマニュアルが改定されたが、情報提供を進めていくことがまず考えられる。

来年度事業のなかで、各市町村が集まって意見交換をするという場面もあるので、意見交換を促したり、各種調査結果をフィードバックしたりなどして働きかけていければと考えている。

(小湊副委員長)

社会福祉士会では、報酬が払えない方でも成年後見制度を利用できるよう、会員から報酬の何%かを徴収し財源に充てているということもやっている。ただし限界も来るかと思うので、誰でも制度が利用できるように体制整備を是非お願いしたい。

(土井委員長)

老人保健施設連絡協議会でも成年後見の研修をやっていた時期があるが、施設が参加する人を出してくれないということで当面止めていたが、あらためてやらなければいけないと思った。老人施設協議会ではどうか。

(千葉委員)

老人施設協議会でも同様、行っていない。

(土井委員長)

他に御意見等はあるか。

それではただいまの御意見を参考にすることを前提として平成31年度事業計画案を承認する。

そのほか何か委員の方々からご発言はあるか。

では私から一言。高齢者権利擁護とは違うが、介護ハラスメントの問題が見過ごすことのできない状況なので、老人保健施設連絡協議会として来年度権利擁護の研修と抱き合わせて研修等ができればと考えている。

(事務局)

県で設置している介護人材確保協議会のなかでも、ハラスメントの研修をやるべきだとの意見が出ている。

(稲見委員)

看護協会としても、介護ハラスメントのようなテーマで研修等を実施できればと思う。

(小湊副委員長)

社会福祉士会では、虐待を発見したときに通報を躊躇してしまうケースがあるということで、ホームページで事例を整理したものを公開している。活用していただきたい。

ところで、施設のなかでの身体拘束廃止については取組が進んでいるが、病院についてはどうか看護協会の稲見委員に伺いたい。

(稲見委員)

施設に比べて、病院は拘束をまだまだ行っている印象。施設との意見交換をしているなかで、なんとかしないといけない、という方向性は強まっている印象。

(土井委員長)

それでは以上をもって議事を終了する。進行を事務局にお返りする。

(司会)

当委員会は平成31年度にも開催を予定している。時期については改めて連絡する。

これをもって平成30年度宮城県高齢者権利擁護推進委員会を終了する。